

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-3
提出年月日	令和5年7月13日

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221222-26	1	比較表8ページ他) 有毒ガス全般に関して、敷地内固定源・可動源の有無及び可動源の現場対策の有無について先行プラントの状況も含めて整理し、泊としての記載を適正化して説明すること。  【第430回ヒアリング 第26条 原子炉制御室等について】	R4.12.22	回答済	R5.2.22 ヒアリング	敷地内固定源・可動源の有無等の詳細は、R5.2.22実施の有毒ガスのヒアリングにてご説明済。	第459回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表(有毒-9 r.3.0)』 P. 有毒ガス防護比較表-6~7, 9, 12~13, 16	
230206-03	2	34-7) 敷地内可動源の考え方について先行審査実績を踏まえて整理し、有毒ガスのヒアリングで説明すること。  【第446回ヒアリング 第34条 緊急時対策所について】	R5.2.6	回答済	R5.2.22 ヒアリング	可動源の考え方(記載の要否)について、敷地内可動源に対して換気設備の隔離等の対策を講じるプラントについては、固定源についてのみ現場の状況を踏まえ評価条件を設定していることから、有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定に関して、「及び可動源」を削除し、相違理由を適正化した。 敷地内固定源・可動源の有無等の詳細は、有毒ガスのヒアリングにてご説明済。	第459回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r.6.0)』 P. 34-7, 13, 33	
230222-27	3	PPT10ページ) ※5石狩が10kmより離れているから調査対象範囲外であることを明記すること。 10km圏内に都市ガス事業者が無いこと、石狩が10km圏外等について、根拠として地図等を用いて具体的な調査結果を示すこと。	R5.2.22	回答済	R5.4.18 ヒアリング	ガス事業法及び石油コンビナート等災害防止法を届出情報の調査対象外とする理由について、※4と※5の記載を拡充し、敷地外固定源に係る調査対象範囲(発電所から10km圏内)外であることを追記した。 また、泊発電所との位置関係を示す図を追記した。	第497回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について(有毒 r.5.0)』 p. 別紙3-1~3  第497回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表(有毒-9 r.5.0)』 p. 有毒ガス防護比較表-144~146  第1124回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 有毒ガス防護について 第二十六条/第三十四条/技能1.0』 p. 15	
230222-29	4	PPT) 発電所の位置、敷地外固定源を示した地図を追加し、わかりやすさを向上させること。	R5.2.22	回答済	R5.4.18 ヒアリング	法令等に基づく届出情報から抽出した泊発電所から半径10km圏内にある有毒化学物質(スクリーニング評価対象外の敷地外固定源)と泊発電所の位置を示す地図を追加した。	第497回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について(有毒 r.5.0)』 p. 別添-10  第497回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表(有毒-9 r.5.0)』 p. 有毒ガス防護比較表-46~47  第1124回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 有毒ガス防護について 第二十六条/第三十四条/技能1.0』 p. 15	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230222-30	5	PPT31ページ) 泊は固定源が全て建屋内に設置されているが、先行プラントにおいて通常屋外に設置されている固定源（薬品タンク）に関して、参考情報として添付すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 3. 16 審査会合	表12「調査対象外とした有毒化学物質の例」にて、先行PWRプラントでは、多くの場合屋外に保管されている固定源（薬品タンク）を示した。	第1124回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 有毒ガス防護について 第二十六条／第三十四条／技能1.0』 p. 32	
230222-31	6	PPT14ページ) 表3の薬品（ヒドラジンなど）の用途について具体的内容を付記すること。（比較表134ページと対応：2次系のpH調整など）	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 18 ヒアリング	調査対象として特定した敷地内可動源の薬品の主な用途を具体的に追記した。	第497回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（有毒 r. 5. 0）』 p. 別添-7  第497回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表（有毒-9 r. 5. 0）』 p. 有毒ガス防護比較表-44  第1124回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 有毒ガス防護について 第二十六条／第三十四条／技能1.0』 p. 14	
230222-32	7	中央制御室から半径10kmより遠方であって、中央制御室から半径10km近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場がないことを確認した根拠を資料に追加すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 18 ヒアリング	中央制御室から半径10kmより遠方であって、中央制御室から半径 10km近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場がないことを確認した方法について、中央制御室から半径15km以内の範囲を確認したことを明記した。	第497回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（有毒 r. 5. 0）』 p. 別添-10  第497回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表（有毒-9 r. 5. 0）』 p. 有毒ガス防護比較表-47	
230222-36	8	PPT21ページ) 全体的にスクリーニング評価をやらなくて良いということをしっかり記載すること。特にP6の一番上の◆の記載を踏まえ、調査を行ったこと、スクリーニング評価の必要性について検討したこと、敷地内可動源については対策するという記事を記載すべき。	R5. 2. 22	回答済	R5. 3. 16 審査会合	審査会合資料の6. まとめとして、ガイドに基づき設定した調査対象の特定フローに基づき、敷地内外の固定源及び敷地内の可動源を調査し、その結果、スクリーニング評価対象となる敷地内外の固定源はないことを確認したこと、及び敷地内可動源に対しては、スクリーニング評価を実施せずに防護措置を実施することとしたことを明記した。	第1124回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 有毒ガス防護について 第二十六条／第三十四条／技能1.0』 p. 22	
230222-37	9	PPT21ページ) 有毒ガス防護に関して、換気設備の隔離についても記載すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 3. 16 審査会合	審査会合資料の6. まとめとして、特定された敷地内可動源に対する防護措置として、換気設備の隔離を実施することを追記した。	第1124回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 有毒ガス防護について 第二十六条／第三十四条／技能1.0』 p. 22	

\*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230222-45	10	有毒ガス防護比較表44ページ) 緊急時対策所との距離について、指揮所と待機所があるのであれば、必要に応じて書き分けること。併せて、距離の数値が正しいことを確認すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 18 ヒアリング	緊急時対策所と敷地内可動源輸送ルートとの距離について、緊急時対策所における敷地内可動源からの有毒ガス防護対象者は緊急時対策所指揮所で活動することから、指揮所との距離のみを記載することを明確化した。また、同距離について適正化した。	第497回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.5.0)』 p.別添-8  第497回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.5.0)』 p.有毒ガス防護比較表-44	
230222-48	11	有毒ガス防護比較表-327) オレンジ色の要員に係る説明が見え難いため、見易くし、事務局員9名が指示要員3名、それ以外6名という整理について改めて状況を説明すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 18 ヒアリング	泊発電所 原子力防災組織 体制図(夜間及び休日・参集要員招集後)について、技術的能力1.0における検討を踏まえ、事務局員を含む重大事故等に対処する要員の人数や構成を見直すとともに、指示要員と対処要員を明確に記載した。	第497回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.5.0)』 p.別紙7-2-2, 7-2-3, 別紙8-1-3, 8-1-4  第497回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.5.0)』 p.有毒ガス防護比較表-324~325, 330~331	
230222-49	12	まとめ別紙4-7-1-27, 28ページ) 届出情報を整理した結果について、どのように帳票を確認したか、根拠として代表的なものを例示して説明すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 18 ヒアリング	敷地外固定源の調査に用いた届出情報を整理した結果について、開示された届出情報の帳票に記載のある項目を記載し、調査内容を明確化した。 (追記) 具体的には届出情報に記載のある事業者名、有毒化学物質の種類、貯蔵量、保管方法を確認し、抽出した。	第497回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.5.0)』 p.別添-10  第497回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.5.0)』 p.有毒ガス防護比較表-46	
230222-50	13	まとめ別添10) 「また、消防法に基づく届出情報から抽出された敷地外固定源は、届出情報等からいずれもボンベ等に保管されていることを確認している。」とした一文における届出情報「等」について、内訳を説明すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 18 ヒアリング	届出情報等からいずれもボンベ等に保管されていることを確認した根拠として、敷地外固定源整理表(敷地外 消防法)に以下の記載を追記した。 (追記) ※ 消防法に基づく届出情報から貯蔵方法の情報が得られなかったものの、液化石油ガス及び圧縮アセチレンガスは高圧ガスであり、高圧ガス保安法に定める容器(ボンベ等)に保管されているため調査対象外とした。	第497回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.5.0)』 p.別紙4-7-1-27  第497回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.5.0)』 p.有毒ガス防護比較表-216	
230222-52	14	PPT39ページ) 保守的に六フッ化硫黄を66kV開閉所の位置に全量あると仮定して評価したことについて、重要操作地点の位置関係も含めた資料を用いて説明すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 18 ヒアリング	六フッ化硫黄漏えい時の影響評価について、屋外に貯蔵されている六フッ化硫黄が66kV開閉所エリアに全量貯蔵されていると想定し評価したことを明記し、屋外に保管されている六フッ化硫黄と重要操作地点の位置関係を示す図を追加した。また、新設する計画である66kV開閉所(後備用)の六フッ化硫黄の貯蔵量を踏まえた評価に見直した。	第497回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.5.0)』 p.別紙4-6-3~4 p.別紙4-7-1-16  第497回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.5.0)』 p.有毒ガス防護比較表-186~187, 205  第1124回審査会合 資料1-3-1『泊発電所3号炉 有毒ガス防護について 第二十六条/第三十四条/技能1.0』 p.40~41	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。